

指定介護老人福祉施設（従来型） 重要事項説明書
 <令和6年11月1日現在>

1. 当施設が提供するサービスについての相談担当者

[電話] 047-380-0111

[担当] 足立 昌 紀（生活相談員 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員）
 石 槁 明日香（生活相談員 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員）
 木 村 美 樹（生活相談員 介護福祉士 介護支援専門員）

☆ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

2. うらやす和楽苑の概要

（1）施設経営法人

法人名	社会福祉法人 東京栄和会
法人所在地	東京都江戸川区西葛西8-1-1
電話番号	03-3675-1201
代表者氏名	理事長 鈴木 信男
設立年月	昭和40年5月20日（法人分離により平成14年3月20日法人名称変更）

（2）ご利用施設

施設の種類	指定介護老人福祉施設
施設の名称	特別養護老人ホーム うらやす和楽苑（従来型） 建物（構造：鉄筋コンクリート造6階（地階なし）、延床面積：4324.97㎡）
施設の所在地	千葉県浦安市当代島2-14-2
電話番号・FAX番号	TEL：047-380-0111、FAX：047-380-0121
施設長（管理者）	鈴木 信男
開設年月	平成27年4月1日
入居定員	30名
介護保険指定番号	1273201093

（3）同一敷地内で行う他の事業

1）介護保険事業

ユニット型指定介護老人福祉施設 認知症対応型通所介護事業、居宅介護支援事業所

2）その他

うらやす和楽苑診療所 主に入居者の方の健康管理を行います。

（4）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
居室	30	2人部屋・4人部屋
共同生活室	2	食堂、台所、居間等に利用
トイレ	6	全室車椅子での使用可
浴室（個浴）	2	全室リフト付き
浴室（機械浴）	1	「立つ・座る」が困難な方対象
機能訓練室	1	1階
医務室	1	1階
地域交流スペース	1	1階（各種イベント開催、カフェテリア、地域交流 他）
テラス・菜園	1	6階（外気浴、菜園、防災倉庫 他）

◎居室の変更について：入居者より居室の変更希望の申し出があった場合は希望の理由と居室の空き状況により施設でその可否を決定致します。また入居者の状況等により居室を変更する場合があります。その際には入居者等と協議のうえ決定するものとします。

(5) 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	人数	勤 務 体 制 他	内 容 他	資 格
施 設 長 (管 理 者)	1	8:30~17:30	施設の業務を統括します。	
介 護 職 員	10以上	早出：7:00~16:00 遅出：12:05~21:05 夜勤：21:00~7:05 日勤：エイトにより多様な時間設定あり	入居者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談・助言等を行います。	介護支援専門員 介護福祉士
生 活 相 談 員	1	日勤：8:30~17:30 遅出：10:00~19:00	入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員
看 護 職 員	3以上	8:30~17:30	主に入居者の健康管理や療養上の世話をします。	看護師 准看護師
機能訓練指導員	1	8:30~17:30	入居者の機能訓練を担当します。	柔道整復師
介護支援専門員	1	8:30~17:30	入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員
医 師	1	週4日勤務	入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。	医師
栄 養 士	1	8:30~17:30	入居者の食事を管理します。	管理栄養士 栄養士

※職員の配置については、指定基準を順守しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数を当苑における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

※介護職以外は、併設ユニット型特養（入居定員54名）と兼務です。

3. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営方針

◎平成27年4月、浦安市市有地の無償貸与を受け、ユニット型特別養護老人ホーム（3階～5階、全個室定員54名）と従来型特別養護老人ホーム（2階、4人部屋6部屋・2人部屋3部屋定員30名）を併合した特別養護老人ホーム「うらやす和楽苑」が開設しました。

◎私共は、昭和40年に東京23区内初の特別養護老人ホームとして開設以来、「地域と共に歩む」理念の下、江戸川区、千代田区で歩んできた伝統と実績を踏まえ、これからも地域の方々に「うらやす和楽苑がここにあって良かった」と誇りに思っただけの日が来るよう、一步一步、着実に歩んでまいります。

◎そのためには、法人の基本理念である「人としての思いやりに基づく介護の実践」を念頭に、たとえ介護が必要になっても、その方らしい生活を送ることができるように自助・互助・共助・公助などを適切に組み合わせながら、「尊厳を保ち暮らしを継続すること」を支援していきたいと考えています。

◎また、特別養護老人ホームには、認知症の方々を含め重度の高齢者が入居されています。従いまして、専門性をいかに高めながら質の高い介護を行っていくか、という努力が入居者やそのご家族の安心と信頼に繋がっていくと認識しております。入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施し専門性を常に高める努力をしております。

◎さらには、生活保護受給者や低所得の方など、経済状況やご家族の有無に関わらずどなたでも専門的な視点によるサービスを受けながら生活の質を維持できるようにと努めることが必要です。

◎このような考えに基づきうらやす和楽苑は、特養には珍しく診療所を併設し、平日の日中は常勤の医師が勤務し、管理栄養士や機能訓練指導員が常勤専従で勤務し、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、看護師などとともに専門職が連携しながら皆様への支援をおこなっております。

◎常に介護保険関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うとともに、今後も、地域と共に専門性を高めながら、地域の方々のための施設として進んでまいります。

(2) 施設利用対象者

当施設に入居できる方は、要介護3から要介護5までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入居（以下「特例入所」という。）が認められる方です。

◎特例入所は以下の点を考慮して判断します。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、
- ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること、
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること、
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家庭等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

◎平成27年4月1日以降に入居された方が要介護1又は2と認定された場合、特例入所が認められなければ入居の継続はできません。

◎入居後に自立又は要支援と認定された場合、入居の継続はできません。

(3) 提供するサービスの内容

1) 介護保険給付によるサービス

サービス	内 容
施設サービス計画	<p>◎計画担当介護支援専門員が入居者のご要望を参考に施設サービス計画の原案を作成します。説明・同意を得た後、複写物をお渡しします。</p> <p>◎入居者の健康状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理、口腔衛生管理、個別機能管理、その他科学的介護推進のために必要な対応を計画的に行います。</p>
介 護	<p>◎施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。寝たきり防止のためできる限り離床し、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。</p> <p>着替え、排泄、入浴（週2回、身体事情により困難な場合は清拭）、食事、口腔ケア、離床、体位変換等の介助、シーツ交換、寝具の消毒、移動の付添い、等。</p>
洗 濯	<p>◎1階洗濯場で必要により衣類の洗濯を行います。</p> <p>◎洗濯機、乾燥機にかけられない衣類は有料にて外部クリーニング店での対応、もしくはご家族にて対応となりますのでご了承ください。</p>
個別機能訓練	<p>◎機能訓練指導員等により、入居者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。（基準省令に定める機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分に配慮しなければならないとされています）</p>
健 康 管 理	<p>◎当施設は診療所が併設されており、医師や看護職員による健康管理を行います。</p> <p>◎必要時、医療保険により診察を行います。（別途負担あり）</p>
娯 楽 等	<p>◎TV、DVD、各種CD等の娯楽設備及び用品を整えております。</p>
レクリエーション	<p>◎入居者の状況や季節に合わせ、クリスマス会、近隣への散歩などを計画し、実施しています。</p> <p>◎特養全体で行われる、敬老行事などの季節行事をお楽しみいただくことができます。</p>
生 活 相 談	<p>生活相談員または介護支援専門員が、入居者及びその家族からの各種ご相談に応じます。</p>

2) 提供するサービスの内容

サービス	内 容
居 室	◎2人部屋・4人部屋をご用意しています。
食 事	<p>【食事時間】 下記の時間を目安に個人のペースに合わせた時間で提供します。 朝食 8時00分～10時00分 昼食 12時00分～14時00分 夕食 18時00分～20時00分</p> <p>◎原則、リビングにておとりいただきますが、居室等でのお食事も自由です。季節感を取り入れた変化のある食事を提供します。 ◎栄養及び入居者の身体の状況並びに嗜好に配慮した食事を提供します。 ◎見た目、味付け、温度、触感などに配慮しながら、飲み込みの状況に応じたお食事（きざみ食、ソフト食など）を提供し、更に適切な姿勢、テーブルやスプーンの形状等食事環境、摂取ペースなどにも配慮します。</p>
理髪・美容	◎訪問美容サービスがご利用いただけます。カットやパーマをはじめ、幅広いご要望にお応えいたします。
個別コンセント使用	◎希望により家電製品（TV、ラジオ等）を持ちこまれた場合、コンセントを使用することができます。ただし電気アンカについてはお持ち込みをご遠慮いただいております。（備付設備の光熱水費については居住費に含まれておりますので、ご負担の必要はありません）
間 食	◎ご希望によりお茶やポカリスウェット、ゼリーなど適正量を毎日提供することができます。（摂取量に関係なく一日100円。嚥下に障害のある方にはゼリーの提供を行っています）
特別な食事	<p>◎セレクト食 月に1回主菜を2品目もしくは3品目から選ぶことができる機会を、隔月で間食をセレクトできる機会を設けております。</p> <p>◎オーダー食 随時、通常の食事の他に単品で希望があれば注文を受け付けております。（個別に栄養補助食品を希望される場合も承ります）</p> <p>◎いずれも飲み込みが困難な方でもお楽しみ頂けるよう配慮しております。</p>
財産管理サービス	◎銀行通帳、印鑑、保険証書類等の保管サービスのほか、利用料金等の支払い代行サービス、利用者立替金管理サービスを行います。ご利用される場合には別途ご契約が必要です。
日常生活上必要となる諸費用実費	<p>◎嗜好品の購入代金や医療費等、入居者の日常生活に要する費用で、ご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担頂きます。</p> <p>◎おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。</p>

3) その他サービスのご案内

サービス	内 容
カフェテリア Calidio	1階地域交流スペース内にカフェテリアがございます。 イベント時などに活用しております。来訪者の方は面会前に給茶機での水分補給が可能です。
テラス・菜園	6階には花壇や菜園を設置したテラスが隣接され、お気軽に外気浴をお楽しみ頂けます。 出入りの際は開錠・施錠のご協力をお願いいたします。

4) サービスをご利用いただくために

項 目	内 容
倫理規定	◎当苑の基本理念である「思いやりの心の介護の実践」を遂行するための行動規範が定められています。（1階ロビーに冊子があり自由にご覧いただくことができます）
従事者への研修の実施	◎新人研修、リーダー層研修の他、外部研修への積極的参加、資格取得支援などを行います。（1階ロビーに事業計画書・事業報告書があり自由にご覧いただくことができます）
サービスマニュアルの作成	◎手順書、ケアマニュアル、業務マニュアル等を作成し、サービス内容に併せ、毎年更新しています。
ボランティア受け入れ	◎施設内にボランティアセンターを設け、受け入れ体制を整備し、地域の方と共に入居者の生活を支えています。
第三者委員会	◎施設の社会性、透明性を高める為、3名の委員による活動が行われています。皆様からのご意見やご相談を公平・中立な立場で客観的に判断し対応いたします。第三者委員と直接お話しすることもできます。 うらやす和楽苑 第三者委員会 中西 正人（国際医療福祉大学 講師） 牧野 剛（浦安市社会福祉協議会 次長） 大村 洋子（浦安市民生委員児童委員協議会 北地区会長）
家族会	◎うらやす和楽苑を大きな家族と捉え、家族と施設が共に入居者の生活を支えることを目的とした会となります。適宜、施設側とサービスのあり方について意見交換を行い家族会としても生活の質の向上を支援していきます。会費は月1000円、年間で12000円となります。

(4) 施設利用にあたっての留意事項

項 目	内 容
来訪・面会	<p>◎ご家族とのふれあいの機会を多く希望しております。</p> <p>◎感染症予防のため、面会については別紙参照ください。夜間や早朝の面会については個々の相談に応じ対応いたします。相談及び状態の専門的な説明については8時30分～17時30分の間にお願いします。</p> <p>◎面会の際は面会簿への記入にご協力ください。</p> <p>◎飲食物や衣類等をお持ちになられた際は職員にお声かけ下さい。特に飲食物は食中毒予防の観点より居室に置いていくことのないようお願いいたします。</p> <p>◎飲酒しての面会や危険物の持ち込み等、他入居者に迷惑がかかる行為はご遠慮ください。</p>
外出・外泊	<p>◎外出や外泊をご希望の際は生活相談員までお願いします。（感染状況や健康状態によりお断りすることがあります）</p> <p>◎外泊は前日まで、外出は当日のお申出でも可能ですが、お薬の準備や食事中止の手配が必要な方は、朝食：前日16:00、昼食：当日10:00、夕食：当日16:00までに連絡をお願いします。（食事を3食中止する場合、食費を頂きません）</p> <p>◎勤務の都合上、個人的理由による外出の付添いはご家族等に対応をお願いしております。介護タクシーや自費ヘルパーの紹介などについては遠慮なくご相談ください。</p>
居室・設備・器具の利用	<p>◎整理、整頓を心がけ、特に居室については施設側の対応に加え、ご本人とご家族にも清潔で快適な生活が維持できるようご協力をお願いします。</p> <p>◎設備や器具の利用に際しては職員にご相談下さい。破損した場合は実費をお支払いいただく場合があります。</p>
物品の保管	<p>◎ベッド以外は持ち込み自由です。（寝具は施設でご用意しています）</p> <p>◎ご用意した居室の範囲内で、家電製品（電気アンカや電気毛布を除く）やなじみの家具をご自由にお持ちいただくことができますので、職員までご相談ください。</p> <p>◎家庭的な雰囲気でご飯を召し上がっていただきたく、陶器の茶碗や湯呑み、汁椀の持参をお勧めしております。ただし自然劣化等による破損があり得ること、また衣類については感染症予防対策の為、縮みや消毒による色落ち等があることについて、あらかじめご理解をお願いします。</p> <p>◎タンスなどの家具をお持ち込みの場合は耐震対策にご協力ください。</p> <p>◎紛失予防の為、衣類には別途指定の方法で必ずご記名をお願いします。</p> <p>◎危険物の保管や収集物の保管はご遠慮いただきます。</p>
買 物 飲食物の管理	<p>◎個人的な買物は個人の責任の範囲でお願いします。</p> <p>◎体調の都合により食事制限が必要な方もいらっしゃいますので、他の入居者への飲食物の提供はご遠慮頂いております。</p> <p>◎差し入れについては持参が可能かどうか職員にまずご相談ください。①本人の嚥下状態に合わないもの（大きい、固い、ねっとりしている、のびる、ぱさぱさ、はりつく食品など）②賞味期限の記載のないもの（食中毒予防）③ご家庭で調理されたもの（食中毒予防）④本人の疾病に影響のないもの（塩分制限、糖尿病、カリウム制限等）についてはお預かりできません。</p>
現金等の管理	<p>◎小口現金は個人管理が原則ですが、集団生活の中では無用のトラブルをさけるためにも少額に留め、各自の責任の範囲でお願いします。</p> <p>◎入居者同士の貸し借りはご遠慮下さい。</p>
健康管理	<p>◎夜間は医師・看護師が勤務しておりませんが、診療所との連携により、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を整備しています。</p> <p>◎褥瘡の発生を予防する為の指針及びマニュアルを整備し、定期的開催する褥瘡対策委員会において予防の為の計画を立て、評価しています。</p>
通 院 入院時対応	<p>◎ご希望いただいた時以外でも、主治医は入居者の症状と施設の対応の限界を見極めた上で、入居者に不利益にならないよう通院及び入院の判断をします。（入居者や当施設の状態により、ご家族に対応をお願いする場合があります）</p> <p>◎病院における事務手続きと入院期間中の対応はご家族等をお願いしています。</p> <p>◎定期的な通院については介護タクシーのご利用をお願いしております。緊急時は当施設の車両の状況、病院までの距離により、介護タクシーをご利用頂く場合があります。</p>

<p>緊急時の 対応方法</p>	<p>◎入居者の容態に変化があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。電話連絡の際、音声メッセージを残させていただく関係上、留守番電話機能の設定へご協力をおねがいします。 ◎緊急時の通院及び入院時対応につきましては昨今、ご家族の理解が確認されるまで治療及び入院が出来ない医療機関も見られることから、緊急時ご家族が対応されるまでの間は、治療上の判断も含めてうらやす和楽苑にご一任いただきます。</p>
<p>退 院 (施設への帰苑)</p>	<p>◎入院先の医師が3ヶ月以内の退院が可能と判断した場合、施設のベッドを確保することができますが、その期間入院日から6日間は外泊時加算の算定、及びそれ以降は居住費の徴収となります。医師より退院の許可が出た際に施設で受け入れ可能なご状態であれば退院と同時に施設に戻ることでありますのでご安心下さい。但し、3ヶ月以上の入院期間が見込まれる場合や、実際に3ヶ月を超えてしまう場合は制度上退居（契約解除）、またお支払が難しい場合は相談の上退居となります。その場合も、相談員が可能な限りの相談と支援を致します。</p>
<p>ターミナルケア</p>	<p>◎当施設において「看取りに関する指針」を定め、ご本人とその代理人へ説明し同意を得ると共に、従業者への研修を定期的実施します。 ◎医師の判断のもと入居者がターミナル期と認められた場合、且つ施設対応可能である場合、担当医師から説明し、看取り介護に関する計画を立てます。入居者、ご家族に説明を行い、同意を得ながら、医師、看護職員、介護職員等が協働でケアを行います。</p>
<p>動物の飼育</p>	<p>◎個人的な動物の飼育はご遠慮いただいております。</p>
<p>喫煙・飲酒</p>	<p>◎喫煙はご自分で煙草や火の管理ができる方であれば指定の場所（屋外）でのみ喫煙が可能です。喫煙・飲酒とも健康上の理由で医師から別途指示がある場合は、その指示通りご遠慮いただくことがあります。</p>
<p>宗教活動 政治活動 他</p>	<p>◎思想・信条は個人の自由ですが、他の入居者への布教や宣伝活動等のご遠慮いただきます。また、様々なハラスメントを含め他人が迷惑と感じる行為は行わないよう、本人含め、ご家族等へもお願ひしております。</p>
<p>テレビ・ラジオ等</p>	<p>◎音量などの配慮をお願いします。特に夜間や早朝は場合によってイヤホン・ヘッドホンの使用をお願いします。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>◎成年後見制度は、判断能力が不十分なため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する制度です。 ◎認知症高齢者など自ら意思表示の困難な方々の支援については、代理人であるご家族の意向を尊重しておりますが、可能な限り成年後見制度を利用され、法的に認められた後見人・補助人・補佐人として関わっていただけるようお勧めしております。パンフレット等をご用意しております。</p>
<p>不慮の事故 への対応</p>	<p>私達は関係法令に従い不慮の事故等が起こらないよう、細心の注意を払って介護にあたります。しかし、現状の人員配置基準や、緊急やむを得ない場合を除く身体拘束禁止の中で、認知症高齢者等への個々の対応には必ずと限界点も出てまいります。当苑では地域・ボランティア・ご家族など、様々な方々のご協力をいただき、目の行き届く介護を実践しておりますが、法令を遵守し最善を尽くした上での不慮の事故の可能性については、ご理解をいただいております。</p>

4. 利用料金

利用料金は〔契約書別紙〕に定める自己負担分をお支払い頂きます。又、介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

5. 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように援助します。
- (2) 身体状況等の変化による要介護度の区分変更を円滑に行えるよう援助します。
- (3) 入居者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

6. サービス提供の記録の保存

施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保管いたします。また、閲覧・複写を希望される場合は別紙「申出書」へご記入をお願い致します。

7. 個人情報の取り扱い

個人情報取り扱いについては、「個人情報管理規程」を定め、「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報保護の利用目的」を掲示等により公表し、これらに則って適正に管理運用いたします。

<入居者の介護サービス提供に必要な利用目的>

- (1) 当法人内部での利用目的
 - ①入居者等にサービスを提供するため
 - ②介護保険事務のため
 - ③介護サービス利用にかかる下記の管理運営業務のうち
 - ・入退居等の管理のため
 - ・会計、経理のため
 - ・事故等の報告のため
 - ・当該ご利用者の介護・医療サービス向上のため

(2) 当法人外への情報提供を伴う利用目的

- ①入居者に提供する介護サービスのうち
 - ・ご家族等への心身の状況説明のため
- ②介護保険業務のうち
 - ・保険業務の委託のため
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出のため
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答のため
- ③損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談または届出等のため

<上記以外の利用目的>

(1) 当法人内部での利用に関わる利用目的

- ①管理運営業務のうち
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料のため
 - ・当法人において行われる事例研究のため
 - ・当法人に関する情報提供、行事、サービス等のご案内のため
 - ・学生等の実習への協力のため

(2) 当法人外部への情報提供に関わる利用目的

- ①管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供のため
 - ・当法人外において行われる学術調査への情報提供のため

全ての職員による個人情報管理規程遵守及び違反に対する懲戒処分の誓約、業務委託先との秘密保持契約の締結、ボランティア・実習生等に対する指導、監督を通じて秘密保持を厳守します。

8. 退居時の援助

契約の終了により入居者が退居する際には、入居者及びそのご家族の希望、入居者が退居後に生活なさることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

◎契約の終了事由については以下の通りとなります。

- 1 入居者は、いつでも申し出ることににより、この契約を解約することができます。
- 2 うらやす和楽苑は、次の事由に該当した場合、入居者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 入居者のサービス利用料金の支払いが正当な理由が無く連続して2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合。
 - ② 入居者が、病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、また入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - ③ 入居者やその家族が、うらやす和楽苑やサービス従事者または他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの暴言、暴行などを含む様々なハラスメント、背信行為を行い、その状況の改善が認められない場合。
- 3 入居者が要介護認定の更新で非該当（自立）または要支援と認定された場合
- 4 平成27年4月1日以降に入居された方で、入居後要介護1又は2と判定された場合（居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例入所が認められた場合を除く）。
- 5 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。
 - ① 入居者が他の介護保険施設に入居された場合。
 - ② 入居者が死亡された場合。
 - ③ やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合。

9. 事故発生の防止及び発生時の対応

事故の発生、又はその再発を防止する為に必要な措置を講じます。

- (1) 介護事故等の発生の防止及び発生時の対応に関する規定を「事故発生防止についての指針」に定めております。
- (2) 事実の報告及び改善策を記録すると共に、従業者に対し周知徹底する体制を整備しております。
- (3) 「事故発生防止委員会」と委員会の適切な実施のための担当者を設置するとともに、介護事故発生防止に関する従業者への研修を定期的実施致します。
- (4) サービス提供時に事故が発生した場合はご家族へ連絡し、すみやかに保険者等の関係機関に報告を行います。
- (5) 事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合には、当施設の加入する損害賠償保険で必要な措置を講じます。但し、施設の責めに帰さない事由による場合はこの限りではありません。

10. 衛生管理等

施設において感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じます。感染症対策指針及びマニュアルを整備し、定期的に感染症対策委員会を開催すると共に、従業者への定期的な研修を実施します。

11. 身体的拘束等の禁止

緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束など入居者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、事前または事後すみやかに入居者及び代理人へ説明し同意を得て、所定事項を記録致します。尚、施設では身体拘束廃止指針及びマニュアルを整備し、身体拘束適正化委員会を開催すると共に、従業者への定期的な研修を実施します。同時に虐待防止委員会を開催し、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決や行政との連携について迅速に行えるよう体制を整備します。

12. 非常災害対策

項目	内容
防災時の対応	入居者の人命を最優先として対応の徹底を図っております。
防災設備	消火設備（スプリンクラー等）、通報設備（非常通報設備）等を完備しております。
非常食の備蓄	非常時の備えとして、入居者4日分の非常食及び飲料水を備蓄します。
防災訓練	初動対応消火訓練等を基本とした訓練を年3回以上実施、うち年1回は夜間又は夜間想定避難訓練を実施します。訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
近隣との協力関係	隣接する町会等と防災での協力体制を整備して参ります。
防災マニュアル 防災計画	地震対策を含めた非常災害マニュアルを作成し万全を図って参ります。又、年間防災計画にのっとり上記防災訓練に加え、年2回の防災対策委員会を開催し随時対策の評価検討を実施します。また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

13. 医療の提供について

(1) 当施設に併設する医療機関

医療機関の名称	うらやす和楽苑診療所	体調に変化があった際には居室にうかがい診察をいたします。病状により検査や治療が必要と判断した場合には病院受診をお願いしています。
所長名	成瀬 勝俊	
所在地	浦安市当代島2-14-2	
電話番号	047-380-0111	
診療科	内科	
入院設備	なし	

(2) 協力医療機関

入居者の希望により、下記協力医療機関においても診療等を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

医療機関の名称	社会福祉法人 東京栄和会 博愛ホーム診療所	医療法人社団 福秀会 浦安高柳病院	医療法人社団 孚誠会 浦安駅前クリニック	医療法人社団 植村歯科医院
所在地	東京都江戸川区西葛西8-1-1	浦安市猫実5-11-14	浦安市北栄1-13-13	船橋市前貝塚町1001-1
電話番号	03-3675-1208	047-380-2000	047-380-2222	047-430-0232
診療科	内科	内科・循環器内科	内科	歯科
入院設備	なし	あり (原則、入院対応なし)	なし	なし

14. サービス内容に関する相談・苦情

①当施設入居相談・苦情及び個人情報に関する相談窓口

苦情受付担当者：足立昌紀、石橋明日香、木村美樹（生活相談員）
 苦情解決責任者：鈴木信男（施設長）
 電話 047-380-0111 FAX 047-380-0121

②浦安市の相談・苦情窓口

浦安市高齢者福祉課・介護保険課（浦安市役所内） 電話047-351-1111（代表）

③国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口

千葉県国保連 苦情処理係 電話 043-254-7428

15. 緊急連絡先

【緊急連絡先①】

氏名	
住所	
電話番号	
携帯番号	
続柄	

【緊急連絡先②】

氏名	
住所	
電話番号	
携帯番号	
続柄	

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設をご利用にあたり、入居者に対して契約書および重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

事業者名 社会福祉法人 東京栄和会 うらやす和楽苑（従来型）
千葉県指定事業者番号 1273201093
所在地 千葉県浦安市当代島2-14-2
代表者名 施設長 鈴木信男 印

【説明者】

所属 特別養護老人ホーム 生活課 相談係
氏名 生活相談員 印

私は、契約書および重要事項説明書により、事業者から指定介護老人福祉施設についての重要な事項の説明を受け内容を了解しました。

【入居者】

住所 千葉県浦安市当代島2-14-2
氏名 _____

【代理人】

住所 _____
氏名 _____
続柄 _____